

天台宗談義所の説話

——『一乗拾玉抄』と諏訪の神文——

中野 真麻理

要旨 『一乗拾玉抄』卷三奥書には、本書の書写に関わった学僧「幸海」の名が記されている。「幸海」の閲歴を辿ることは、『一乗拾玉抄』の書写・受谷の問題を解く端緒となり、『法華経鷲林拾葉鈔』との書承関係についても示唆を齎すと思われる。

『法華経直談鈔』には、夢窓国師にまつわる説話と道歌一首が取められている。説話の筋立は『西行物語』と合致するが、一方において、その道歌は、「諏訪の神文」と共に狩猟の場で唱えられた呪文でもあった。『一乗拾玉抄』にも、「諏訪の神文」を踏まえた笑話が書き留められている。

一 「一乗拾玉抄」卷三奥書にいう。

御本云

此抄者上古御抄等四本於類聚之 仍而一乘之明玉共ヲ書聚ル故ニ一乗拾玉集与題ル也……右此類聚者雖為学者秘藏之御本 就テ深善志・隱密借覽之間如形書畢 是為奉作師長供養父母ノ惣者自他法界平等利益之故法花之一文一句ヲモ解分セン為ニ非シ

右助筆幸海

傳海之

常陸国信太庄若栗郷北之宿坊ニテ書写之畢

明応二年丑癸夷則下旬書写之畢

「右助筆幸海」とは誰か。「一乗拾玉抄」にこの名は僅か一箇所、右の奥書に記載があるに過ぎない。しかし、ここに記される一僧侶の名は、「一乗拾玉抄」をめぐる書写・受容の問題について、重要な問題を提起するものと思う。

二

中世、常陸国には天台寺院が点在していた。例えば、同国新利根村小野の逢善寺は関東天台の重鎮の一つであり、前掲奥書に見える伝海もこの寺院を訪れている（「一乗拾玉抄」卷五奥書）⁽¹⁾。

現真壁郡関城町黒子所在の東睿山金剛寿院千妙寺は、三昧流の法燈を伝え、京都青蓮院と頻繁に交渉を持ってい

た。数多の学匠を輩出した談義所として名高い。その筆頭には、「法華經鷲林拾葉鈔」の著者、尊舜の名が挙げられるであろう。

尊舜の閔歴は永井義憲先生によって明らかにされた。『千妙寺年譜記』は「第八世遂業権僧正亮尊」について以下のように述べる。

當國中郡友部郷人也。投月山寺住持尊叡。剃髮受戒。號尊舜。……或夜叡夢。腰銀佩玉一蓬頭來り語テ曰。明旦敲金ヲ勸進之沙弥。俗二曰ハ柄金。至此。其中負金有総角者。是真人。首現五字。大聖文殊再誕ナリ。請受爲徒弟。成法器言已去。明日果如靈夢。故乞沙弥長。得舜爲弟子。……初主月山寺。晩居當寺。改名亮尊。任権僧正。所選述。止觀見聞・四教五時名目見聞・鷲林拾葉鈔・尺牘・著作有許多矣。

尊舜は十歳で月山寺の尊叡の弟子となり、十二歳の時には、国を挙げて彼を「権者左京公」と称えたという。五十歳の頃、即ち、千妙寺第七世亮禪が没した文龜元年（一五〇一）頃、請われて同寺院へ入った。以後、寺務を執ること十余年、永正十一年（一五一四）十月十九日に逝去した。齢六十四歳という。『法華經鷲林拾葉鈔』は千妙寺において、尊舜の最晩年、永正九年（一五一二）に著されたものである。

尊舜の師尊叡は、曙光山見明星悟道院月山寺の二世であった。月山寺は今も西茨城郡岩瀬町西小埜に残る。延暦十五年（七九六）、法相宗徳一によつて常陸國中郡庄橋本の地に草創されたと伝え、文安二年（一四四五）以前、磯部に移った。下野長沼宗光寺の末寺であり、談義所として活動を繰り広げていた。『昭和現存天台書籍綜合目録』には、月山寺・月山談所・磯部談所等の名が頻出する。

月山寺「天台宗、野州長沼宗光寺末、曙光山見明星悟道院ト號ス」朱印地六十石、本尊薬師如來ハ行基菩薩ノ作ナリ、或云、是像モト橋本城内ニ在テ、谷中氏ノ本尊ナリ、慶長ノ始、橋本城破却ノ時、月山寺ニ寄スル所ト云

フ、「毎年正月十一日、月山寺橋本村谷中氏ノ家ニ至ル時、影像ニ枚ヲ持來リ、一枚ヲ谷中氏ニ留テ歸ルト云フ」、磯部明神由緒書云、宮山之内十一面觀音堂在之、是又行基御作、別當月山寺、是モ社領之内、十石配分、依之正月元朝七月十日、恒例ニテ、於「于今」社參仕候、……月山寺ハヨホドノ大寺ナリ、天台道場ニシテ世ニ羽黒ノ月山寺トイフ、卽是ナリ、本堂ノ傍ニ碑アリ、面ニハ尾見豊前守正忠墓ノ八大字ヲ鐫ラレタリ、三方ニハ碑文アレドモ、磨滅シテ讀ムベカラズ、云云、末寺四十ヶ寺、門徒二十九ヶ寺アリ、其末寺ノ村中ニアルモノ一ヲ、寶藏院ト云ヒ、八幡山神宮寺ト號ス、朱印地三石アリ、一ヲ醫王院ト云ヒ、羽黒山藥王寺ト號ス、朱印地三石アリ、

〔新編常陸國誌〕卷五「小埜」

この月山寺の尊叡が「幸海」と号する僧侶と関わっていた可能性がある。『天台宗全書 全二十五卷解説』から、『天台直雜』の解説を書き抜く。

天台直雜は或は直問集、雜々私用抄等と称し、また単に雜々抄とも呼び、恵心嫡流の杉生流に於ける問要論草の代表的述作で、広く諸師百家の学説を真摯に取り扱ひ論断決着する点に於いて、日本天台恵心嫡流の研究に欠くべからざる唯一資料である。本書は叡山横川戒心谷聖行房直海が、南北朝時代の康曆より応永年間に至る前後約二十余年に涉つて、根本中堂、大講堂等の法華八講より尊勝院等の例講問答の草案を類聚したもので、論目実に二百五十四条に涉つてゐる。

右解説から、叡山東塔南谷浄教坊真如藏本の奥書を抄出する。

于時寶徳三年辛未二月晦日

於山門首楞嚴院樺尾谷月輪房持佛堂御前東向學窓書之畢 右筆幸海

右此抄者戒心谷聖行房直海法印一流秘藏之義註之故豫多年望之云終不叶然者捧隨分之施物且者山王大師祈之漸感

得之然則許師識之既及誓文狀免許之畢仍我非付弟一人不可許之深心願々々々付中此御書者直海之重々之御ヲキテ有之云々仍深秘之々々々

南無山王大師滿山三寶

(第一卷)

文明七年己未十一月二十一日

右筆有賢

……尊營堅義令登山處有賢月山寺久學文成故直海抄雖所持不足之由欣處與我畢大慶々々

(第九卷)

寶徳二年午十月二十六日

於山門首楞嚴院樺尾谷花養坊書之

幸海 三十四歳

(第十二卷)

右此抄者忝杉生惠心流之奥書直海法印御撰我三十歳而卯歳登山己巳歳若干之捧物書之也法身隱顯雖書之末不書歎之處六十六歳爲堅義令登山阿闍仏之間要末蓮乘院御本書之令下山綴一帖也可秘々々 (第二十四卷)

即ち、『天台直雜』は「直海が類聚の後、一流の秘書として珍襲してゐたものを、約五十年後の宝徳年間に尊榮と云ふ学僧が住山の砌、横川樺尾谷で幸海を右筆とし筆写せしめたが、不幸完結に至らずして下山の止むなきに遭ひ、頗る之れを残念に思つてゐた所、偶々文明十七年堅義の爲めに登山の節、図らずも関東月山寺有賢が所持の本を請ひ受くる事を得、茲に多年の宿望を満足し得て、之れを法資に相伝したものが即ち現存の真如藏本であることが識らる、」(『天台宗全書』解説)ものであった。永井義憲先生は「尊榮」について、

以上、あるいは年令において二年ほど誤差が生ずるかもしれないが、尊榮という叡山の堅義を勤めることができ、権大僧都の栄位を得た学匠を他に見出し得ない点からも、この尊榮、尊叡を同一人とみてもよいのではなか

ろうか。……幼き尊舜が初めて師に会い、懇望されてその弟子となったのは十歳、長祿四年とすれば、師の尊叡はその時四十三歳、学匠とすれば最も充実した時期であり、優秀の弟子を求め、かつ熱心に指導しようとする心境となっていたというべきであろう。

と述べておられる（『法華経鷲林拾葉鈔』解説）。

【昭和現存天台書籍綜合目録】を披くと、月山寺幸海の名が見出される。今、『法華深義』一巻の奥書を挙げる。

〔奥〕寛正六年乙酉（一四六五）……自月山寺幸海僧都 法印慶禅傳之

また、西教寺正教蔵には、「幸海」の署名のある書籍が所蔵されており、特に『止観微旨掌中譜』は、先出『天台直雑』と同一の場所で書写されている。

文安第六天（一四四九）三月廿六日 於天台山首楞嚴院第三椀尾谷花養房書畢 写幸海（『止観微旨掌中譜』奥書）

寛正五年甲申（一四六四）五月九日 天台傳燈大師権少僧都幸海示之（『天台智者大師出用心入道座禅方便門』奥書）

さらに、『児灌頂口決相承』には、

〔表〕傳光順 幸海

〔奥〕嘉吉二年（一四四二）八月十一日 幸海

とある（『昭和現存天台書籍綜合目録』）。

「光順」とは月山寺第三世住持である。『月山寺歴代案書』（『岩瀬町史』史料編所収）を参照してみよう。

開祖 徳一 法相宗 橋本村住

天台初祖 光榮 橋本村住

二祖 尊榮 文明年中 一四七〇年応仁乱ノ頃

三祖 光順 師於院内禁錫狀振、師像裏書云、自古住口伝云、光順法印振鳴錫狀於院内禁之、振鳴之則必為障災矣、嗚呼自古禁之所以亡之而不伝之惜哉、唯行脚則用錫云…… (二六二)

比叡山にいた「幸海」と月山寺の「幸海」とが同一人物であるならば、「幸海」は寛正六年乙酉（一四六五）には月山寺にあり、また、自ら書写した『児灌頂口決相承』を通じて、月山寺第三世「光順」とも接していたことになる。「幸海」は宝徳二年（一四五〇）に三十四歳というから、尊舜の師、尊叡と同年代である。月山寺第二世尊叡と共に学び、常陸国月山寺へ入り、第三世光順とも関わった学匠と推測されよう。

『一乗拾玉抄』書写に携わったのは、この「幸海」ではなかったか。本書の書写は明応二年（一四九三）、『法華深義』から二十八年、『児灌頂口決相承』からは五十一年を経ている。ほぼ、同時代といつて良い。「幸海」は『一乗拾玉抄』成立時に七十歳を越える。晩年を月山寺で過ごしていたのではないだろうか。

『一乗拾玉抄』と『法華経鷲林拾葉鈔』とは、引用和歌等が約五割という高い頻度で一致する。『一乗拾玉抄』書写に関わった「幸海」が月山寺所縁の僧ならば、両書の共通性は偶然ではない。なぜなら、光順の跡を継ぎ、月山寺第四世となったのは、他ならぬ尊舜だったからである。

四祖 僧正 尊舜 師は当郡友部人也、早投当寺尊榮為弟子後住当寺而後転千妙寺居第八世改亮尊、永正十一甲戌十月十九日逝歳六十四 (『月山寺歴代案書』)

尊舜の月山寺住山の時期は明応年間（一四九二～一五〇一）であって、あたかも『一乗拾玉抄』書写の年代と合致する。尊舜が身辺に幸海写すところの『一乗拾玉抄』を見出すことは十分に可能であつたらう。

また、尊舜は月山寺にごく近い友部村の出身であった。ここには、「石守寺」という名の天台寺院があった。

友部村天台宗

一 醫王山石守寺金繩 皆道院

御朱印高五石

境内拾八町二廿町

寺中ニケ坊門前家
拾三軒衆則山林有之事

本堂七間四面 本尊薬師如来 徳一大師御作也

三間四面 勅使御影堂並地藏尊一鉢

開基 延暦年中 徳一大師申伝候

〔岩瀬町史〕史料編・近世史料政治編・二二二

『新編常陸國誌』卷五「友部」の項には、石守寺は長沼宗光寺の末寺と記される。同じく宗光寺末の月山寺との間には、浅からぬ交渉があったと思う。⁽¹⁾

石守寺「天台宗、野州長沼宗光寺末、醫王山金繩階道院ト號ス」朱印地五石、末寺一ヶ寺、門徒三ヶ寺アリ

〔新編常陸國誌〕卷五

〔昭和現存天台書籍綜合目録〕を検すると、一箇所、石守寺の名が見える。

〔奥〕天文十六年（一五四七）霜月大師講用意……仲郡石守寺居住

〔俱知常住〕

〔一乗拾玉抄〕は、この石守寺について「談所」と明記していた。

又常州中郡庄ニ石守寺ト云談所アリ。住持ニ祐海ト申ス人、馬ニ乗テ兩引山ノ麓ヲ通り玉フ時、馬ガ大氣ヲツイテ、アラ苦シヤト申ス、コノ声ヲ聞テ、一期ノ間、馬ニ不_レ乗玉ハ_レ也。

（卷六「法師功德品」）

周知の通り、馬は観音の化身である。「兩引山」には、坂東三十三観音の第二十四番靈場、真言宗兩引山樂法寺が

あり、現在も雨引観音の名で親しまれている。「一乗拾玉抄」所載の説話は、既に観音信仰がこの地に根づいていたことを裏付ける。楽法寺の寺伝によれば、文明四年（一四七二）三月、兵火で伽藍は悉く灰塵に帰したが、本尊の観音像は金光を発し、参道近い椎の大樹上に移った。樹齡千年以上と言われる椎の巨木は、今なお、境内に影を落としていると聞く。⁽⁵⁾

『一乗拾玉抄』をめぐる関東の天台寺院は、逢善寺・月山寺・石守寺など、常陸国に集中している。伝海がいた信太庄の付近にも、談義所江戸崎不動院があった。学僧たちは頻繁に談義所間を往来し、且つ、比叡山に登って研鑽を積んだ。

下って元龜二年（一五七一）、織田信長の叡山焼討。西塔東谷東覚院の学僧舜慶は、聖教類を携えて常陸国へ逃れ、月山寺に入った。第八世学頭を継いだ彼は、江戸崎不動院などの談義所から貴重な典籍を借用し、僧侶たちに書写させている。本山の衰退とは逆に、関東天台の寺院は隆盛を誇った。

やがて、舜慶は青蓮院門跡尊朝の命を受けて叡山に帰山し、復興に奔走した。後に、探題大僧正の地位にまで昇る。常陸国月山寺は、本山比叡山復旧の原動力となったといえよう。

舜慶の弟子、恵賢は天海にも師事し、月山寺第十世となった。元和元年（一六一五）、月山寺は関東檀林に定められ、徳川家忠から十万石、朱印地六十石を与えられた。以後、江戸時代を通じて月山寺は檀林として学僧を養成し、末寺四十ヶ寺・門徒二十九ヶ寺を有する大寺院であり続けた。

三

『一乗拾玉抄』は長享二年（一四八八）、防州吉敷郡水上山興隆寺の住僧叡海の手で類聚された。数年後の明応二

年（一四九三）、常陸国信太庄若栗郷北之宿坊で伝海に書写され、遠く奥州末津輕田舎郡猿賀山まで運ばれている。約二十年を経て『法華経鷲林拾葉鈔』が成立し、さらにその三十余年後に、同題の『法華経』注釈書、『法華経直談鈔』が栄心によって著わされた。栄心が尊舜の著作を学んでいたことは、疎竹文庫蔵『二帖御書』奥書に徴して明白である。

『法華経直談鈔』巻第五は、『法華経』勸持品の談義に当たる。この品は「忍辱」の徳を説く。

有諸無智人 惡口罵言等 及加刀杖者 我等皆當忍

（『法華経』勸持品）

右の經文の談義に際し、『法華経直談鈔』は夢窓国師をめぐる説話を引用した。

物語云。夢僧國師廻國ノ時、有ル渡リニテ船ニ乗ル處ヲ、船中ニテ人ガ夢僧ヲ打擲スル也。夢僧ハ至極被テ打擲セ、少シモ腹立ノ氣色無クシテ、打チ笑テ歌ヲ讀マレタリ。

ウツ人モウタル、我モモロトモニ 只ヒト時ノ夢ノタワブレク

其時、打タル者ノハ聞テ之、涙ヲ流シ、後悔シテ、夢僧ヲ恭敬礼拝スル也。

（金台院本）

この話は『一乗拾玉抄』『法華経鷲林拾葉鈔』には見えない。

ここに、『法華経直談鈔』の記事と酷似する著名な説話がある。

……あづまのかたへ行程に、遠江の国でんりうのわたりにてわたし舟にのりたれば、ある武士きたりて舟にところなし。あのほうしおりよくと、むちを持てさむぐにうつほどに、西行のつぶりうちわられて、血のおびた、しくながれけるを、このともなる入道これを見て、あながちになきかなしむを見て、西行申ていはく、心よはくもなくものかな。さればこそつれじとはい、しか。修行をせんには、これにまさることこそおほくあらんずれよなとて、すこしもはらたつけしきもなく、かほにか、れる血をおしのごひて、かくぞくちざさみける。

うつ人もうたる、われももるとともに たゞひと時の夢のたはぶれ

とうちえひじ、不軽井は五千上慢の悪道に杖木瓦石のおそろしきつゑにてうたれながら、うたんとするか
たき、うたる、我と、もに仏にならんとおぼしめして、

我深敬汝等 不敬輕慢 所以者何汝等 皆行井道 当得作仏

と、なへて、にげくはしる。うつともがらをおがみ給て、つゐにけちゑんとなりてこそ仏にはなり給けれ。されば、こや、聖人のつねの御ことぐせには、慈悲室ふかくして、罵詈ひばうのこゑをきかず、忍辱の衣あつくして、杖木瓦石のつゑをいたます。誠のほつ心修行の心そみなば、のりうつともなにかくるしかるべき。我ともにはかなふべからずと申ければ、……つゐにいとまとらせて、はなち給けるこそあはれに侍れ。

文明本『西行物語』下の一節である。『法華経直談鈔』の記述は、この翻案であると言つても過言ではない。

『西行物語』は繰り返し「忍辱」の徳を強調した。実際、西行は、崇徳院が讃岐国に流された折、院に仕える女房に宛てて、「若人不嗔打以何修忍辱」という文を添え、和歌を贈つてゐる(陽明文庫本『山家集』下・雑)。

この説話を『法華経直談鈔』が「勸持品」の談義に取り入れたのは誠に適切であつた。西行説話の舞台は「天竜川」、
『法華経直談鈔』の主人公は「夢窓国師」となつてゐる。「天竜川」から、「天竜寺」開山である「夢窓国師」へと連想が働き、このような異伝を生み出したものと思う。

元弘三年(一一三三)六月十日、後醍醐天皇は、天下一統を世に示すため、夢窓国師を京都へ招くこととした(鹿王院文書)。

天下一統之最初、王法佛法再昌之時節、旁相看之志深、必々可令參洛給也

六月十日

端照同可參之由、可被傳仰、猶々必今月下旬、令京着之様、可被上洛者也、

しかし、後醍醐天皇の治世は僅か三年間に過ぎなかつた。足利尊氏の離反、南朝北朝の対立、争乱は激化の一途を辿る。その渦中で後醍醐天皇は崩御した。暦応二年（一三三九）五十二歳であつた。

足利尊氏は夢窓国師の言を入れ、後醍醐帝の菩提寺建立を決意し、光厳上皇の院宣を得た。⁽¹⁰⁾

曆應資聖禪寺造營記

後醍醐院^{號吉野新院}曆應二年八月十六日崩御事、同十八日^{未時}、自南都馳申之、虚實猶未分明、有種々異説、終實也、

諸人周章、柳營・武衛兩將軍哀傷恐怖甚深也、仍七々御忌慙也、^{御佛事記在別}且爲報恩謝徳、且爲怨靈納受也、新建

立蘭若、可奉資彼御菩提之旨發願云々、……

〔天竜寺造營記録〕

天竜寺造營の奉行人の名は五人挙げられている。武蔵守高階師直・細河阿波守源和氏・後藤對馬守藤原行重・安威新左衛門入道性意、そして、諏方法眼圓忠である。

費用は莫大なものとなつた。元弘以後、中絶していた元貿易再開が検討され、世にいう天竜寺造營料唐船が発遣される。こうして、壮大な規模を持つ臨濟宗靈龜山天竜寺が完成し、後醍醐天皇七回忌にあたる貞和元年（一三四五）、盛大な落慶法要が営まれるに至つた。

天竜寺造營奉行の一人、諏訪法眼圓忠は、延文年間（一三五六―一三六一）に『諏方大明神画詞』を著した。そこには、

諏方海ノ流レノ末、天竜川ノ砌也……

と記されている。⁽¹¹⁾天竜川は信濃国諏訪地方に源を發する大河であり、洪水の被害もその都度甚大であつた。舟路を開く試みもしばしば徒勞に終わっている。

天童川をめぐる西行説話は遍く知られていた。建治三年（一二七七）十月、天童川の渡し場に差し掛かった阿仏尼は、

廿三日、天童の渡りといふ。舟にのるに、西行が昔も思ひ出でられて、いと心細し。くみあはせたる舟たゞ一つにて、多くの人のゆききにさしかへる暇もなし。

水の泡のうき世に渡る程を見よ 早瀬の小舟棹も休めず

と述べている（『十六夜日記』）。「西行が昔」とは、明らかに先出『西行物語』所載の故事を指す。

ウツ人モウタル、我モモロトモニ 只ヒト時ノ夢ノタワブレ

右の一首は書承・口承を経て人口に膾炙した。そのことを示す資料をさらに一例挙げておく。『沙石集』の改編本といわれる『金撰集』である。

生類ヲ神明ニ供スル不審ナル事ハ。

或ル上人般若島ニ參籠シテ、社頭ノ（様ナンド見）ケレバ、海中ノ鱗、イクラト云事モナク祭り供シケリ。和光ノ本地ハ仏菩薩也。慈悲（ヲ先トシ）殺生ヲ戒シメ給フ。此、大ニ不審也ケレバ、取分ケ此事ヲ先ヅ祈誓申ケリ。示現蒙ケレバ、「実ニ不審ナルベシ。是ハ因果ノ理リモ下知、徒ラニ物ノ命ヲ殺テ浮ビガタキ物、我ニ供ムト思フ心ニテ、罪ヲ我レニ譲テ、彼ガ罪モ輕ク、殺生ノ類ハ報命尽テ、何トナク徒ニ捨ベキ命ヲ我ニ供スル因縁ニ依テ、仏道ニ入レバ方便ヲナス。仍、我力ニテ報命尽タル鱗ヲカリ寄取也」、示シ給ケレバ不審晴レケリ。

打ツ人モ打タル、人モモロ共ニ 何レモ同ジ夢ノ戯レ

（卷一第二十八話）

出家者必読の書『沙石集』は、中世天台僧たちにとつても座右の書であった。だが、『金撰集』に引くこの道歌は『沙石集』には収録されていない。

『金撰集』は、作州鹿田郷の医王山木山寺で東藏坊宥秀が書写した。木山寺は現岡山県真庭郡落合町木山に位置する真言宗の古刹である。⁽¹²⁾「醫王山木山寺舊記寫」によれば、開基は弘法大師と伝え、脇坊十二寺、末寺七寺を擁する作州屈指の大刹であった。

作州眞嶋郡木山村醫王山木山寺感神院由來

當山開基弘法大師弘仁年中、其後文德帝爲鎮護國家之御願寺、堂社寺院儼然並薨、惜哉中世一朝回祿、先師朝宥募勸化縁、成土木功、日月荏苒、星霜稍久、應永年中赤松家、毛利家、并近代森家懷古之餘、被寄莊園、三密之修練夙夜無怠、凡自弘仁年中至元祿十五年迄、及九百年者也、

〔岡山県古文書集〕第二輯所収『木山寺文書』

宥秀の『金撰集』書写は文明二年（一四七〇）八月上旬頃、文明本『西行物語』と同時代である。『法華經直談鈔』はやや遅れるけれども、この歌が談義の場で頻出した道歌であったことは間違いないであろう。

四

『金撰集』の記事は、『沙石集』巻第一（八）「生類ヲ神明ニ供ズル不審ノ事」に基づいて書かれている。『沙石集』の記述の前半は『金撰集』とほぼ等しく、後半は、

信州ノ諷方、下州ノ宇都宮、狩ヲ宗トシテ、鹿鳥ヲ手向モ此由ニヤ。大權ノ方便ハ、凡夫知ベカラズ。眞言ノ調伏ノ法モ、世ノ爲、人ノ爲、怨トナル暴悪ノ者ヲ、行者、慈悲利生ノ意樂ニ住シテ調伏スレバ、カレ必ズ慈悲ニ住シ、悪心ヲ止、後生ニ菩提ヲ悟ルト云リ。

と続く。⁽¹³⁾『金撰集』はなぜ、道歌「打ツ人モ打タル、人モモロ共ニ 何レモ同ジ夢ノ戯レ」をこの段に収めたのだら

うか。

『狩獵伝承関係文書集』（千葉徳爾『狩獵伝承研究』後編所収）から、まず、福島県に伝わった「山祭之次第」の一節を挙げる。⁽¹⁴⁾

獸ヲ引道

空心ウシヤウ スイホフ フチャウ コシユクニン天 同性仏果

右三遍

のべに住むけだものわれにゑんなくは 長夜道二なをや迷へじと

三返

うつものもうたるゝものももるともに たゞひとときのゆめの戯

三返

三首目は、先出『西行物語』以来の道歌と同型である。さらに、山形県「狩文書三種」にも、熊を仕留めた際の引導の文句が載る（千葉氏前掲書）。

惣志々の道引方

がう神う志やう 水方婦正 がう正足んてん 道正仏花 うつ人もうたるる者も毛露共に△○つみとがわ雪霜と
も□きへうせる 我世めくわがた自しわ南無阿みだ仏

岩手県には「万事万三郎の巻物」が残る（千葉氏前掲書）。

獸引導唱

コウシンウシヤウ ロウホウフシヤウ コシヨク人天 同性仏果

三遍

歌曰

ノベニ。スム。ケダモノハ我ニエンナクハ。ナガキ夜道ニナラマヨウベシ 三遍

同

ウツモノモ。ウタルル。モノモモロトモニ。タダヒトトキノユメノタハブレ 三遍

右者元禄十丁牛歳 卷物従写取者也

鷹之門 三遍

とうしやうふつ火是也 きみかたちミだの光ト思たうつものもうたる、ものもたう一時のゆめのたはぶれ う
たる、心は六字也 もとの願にあちよりてあち十法三世仏道一さい諸ほさつだち八まん諸々めふかいちあみだ仏
あびらうんけんそはか

文政十一歳 子 二月吉日

北海道「般若法華村五ノ井家文書」は、「諏訪之文」と明記し、この歌を引く。

生者を殺たる時すわのもん唱べし

諏訪之文

空心有情 水泡不生 故宿人天 同時仏果

ただ打物と打たるる物と諸ともに 同じはちすの縁となるべし

助ケ文

空有情随法不浄後生転動成仏果

打モノモウタレンモノモモロトモニ 只一時ノ草ノタワブレ

山中で仕留めた獲物に対する引導の文句、所謂諏訪の神文「業尽有情 雖放不生 故宿人天 同証仏果」は全国各地に伝播していた。⁽¹⁵⁾それに伴い、道歌「打つ者も」もまた、唱えごととして広く狩猟の場に持ち込まれたと考えられる。

獲物、特に熊や鹿のような大物を仕留めるとさまざまな儀礼があった。利根村あたりでは、熊をとると「ゴシンムシヨウ ウンスイスイノ ゴシユクニンリン ドウシブツカ ナムアピラオンケンソワカ 今この人にあひて 仏戒にあふ はらひ給へ 清め給へ」と唱えることが『分類山村語彙』に載っている。初めの部分は「諏訪明神の四句の偈」とか「諏訪の勘文(神文)」といわれるもので、「業尽有情 雖放不生(雖濟不生) 故宿人倫(人天) 同証仏果」を誤って暗誦したものであろうという。野獣の成仏を望んで唱えるもので、解体に先立って死骸に手をかけ、または山刀をかまえ、あるいは獣の耳に口を寄せるなどして狩の指揮者がこの呪文を唱え、その魂を救う儀礼とした。この呪文は現在では同地方を調べても伝承は聞けない。ところが昭和五十年に県南の多野郡中里村平原字橋倉において右呪文の破片と見られる伝承に出会った。同地の獵師は、山に行く時には銀を交ぜたカジダマを二発ぐらい持つて行く。マドウモンが出た時、口を清めてチリチヨウズとすることを唱える。そのチリチヨウズと同じなのかどうかはつきりしないのだが、そのとき「コウジンフジョウ スイホフフジョウ ノ ショクインデン ドウシヨウブツカ うつもうたるも ゆめのひととき」と唱えて、カジダマを口に含んで筒先から入れて、マドウモンを射つことである。この神文の破片と思しきものは、吾妻郡の『坂上村誌』にも記録されている。上州の北と西と南三カ所から採録されたことは、上州の獵人の間にかつて広く伝承されていたことをうかがわしめる。

〔群馬県史〕資料編25・民俗1)

諏訪の神文は『神道集』巻十に所見、長楽寺寛提僧止の説話として伝わる。

……四條ノ院ノ御宇、嘉禎三年丁酉年ノ五月、長樂寺ノ長老寛提僧正供物共ニ不審ヲ成シテ、大明神ニ祈請ヲ込メツ、権者實者ノ垂迹、俱ニ佛ノ化身トシテ、衆生濟度ヲ方取給ヘリ、而ルヲ何強ニ何必歎ヲバ多殺シ給フヤト申シテ、伏給ヘル、夢ニ御前ニ懸置タリケル鹿鳥魚等マデ、皆金佛ケト成テ、雲ノ上ニ登、其後大明神以笏ヲ御袖ヲ舁合セツ、

野辺ニ住ムケダモノ我ニ縁ナクハ 憂カリニ闇ニ猶ヲ迷ヨハマシ

トテ、雲上へ昇ル佛達指差シテ、業尽有情 雖放不生 故宿人天 同證仏果ト言ヘリ、哀哉、業尽タル有情ハ放ツト云ヘドモ助ラス、故ニ且タ人天ノ胎ニ宿シテ、終ニ佛果ヲ證ル也、寛提僧正隨喜ノ涙ニ聲ヲ立泣々下向セラレケル、哀、凡日本六十余州ニ神祇神社多ト云ヘドモ、心深ク神明ノ身ヲ受ケ、應迹示現ノ徳新ニ、衆生守護ノ方便ノ忝キ事、諏方ノ大明神ノ御方便ニ過タルハ无シト云々。
（赤木文庫本「諏訪縁起事」）

説話の結構は、前掲『金撰集』『沙石集』の記述と酷似する。『金撰集』が説話の末尾に付加した道歌は、狩の場で唱えられた呪文であり、諏訪明神の名から導き出すに相応しい一首であった。

『神道集』にいうところの「長樂寺」は、上野国の禅密寺院、世良田長樂寺に比定される。⁽¹⁶⁾『神道集』は天台宗の一派、安居院流の著作と考えられている。一方、長樂寺は台密を兼ね備え、天台宗との関わりは非常に深い。同寺院には、天台系統の書物も多数集積されていたに相違ない。『昭和現存天台書籍綜合目録』から、長樂寺と関連する南北朝時代の書物を摘記する。

【新仏開眼作法】（延文元年「一三五六」書写）

【離作業灌頂私記】（貞治元年「一三六二」記）

【了因決】（貞治六年「一三六七」書写）

『蓮華院流灌頂私記』（永和二年「一三七六」書写）

『了因私口決』（永和四年「一三七八」書写）

『兩行毘囉次第』（康曆三年「一三八二」書写）

『灌頂持誦秘録』（永徳辛酉「一三八二」記）

室町時代に入ると、書目はさらに増える。中でも、文保二年（一二二八）六月自序、天台僧光宗の著『溪嵐拾葉集』が注視されて然るべきである。本書は世良田長樂寺においても書写されている。¹⁷⁾

永享十年（一四三八）卯月六日於世良田山長樂寺眞言院賜御本書畢 金資榮幸（卷第十四）

永享十年卯月七日於世良田山長樂寺普光庵眞言院賜御本書畢 金資榮幸（卷第十六）

永和戊午（一三七八）正月一日於上野州世良田山長樂寺普光庵爲令法久住書之畢 遍照金剛了義六十四歳 遍照

金剛了宴 于時天文四乙未於同寺眞言院義慶大和尚傳受之砌日日御本給書之 求法明朝（卷第二十二）

永享十年三月二十八日於世良田長樂寺眞言院書之云云 金資榮幸（卷第二十七）

永和戊午結夏日於世良田長樂寺爲令法久住書寫之 遍照金剛了義（卷第七十九）

『溪嵐拾葉集』卷第四は「諏訪の神文」を書き留めている。この文句を記載した最古の資料であろうか。長樂寺の名も寛提僧正の名も無く、「或聖」の説話として語られる。

一 諏訪明神託宣事

業障有情雖放不生放食身中同證佛果文 謂意者。或聖參詣諏訪大明神之時。此神以千頭鹿ヲ奉祭令不審。奉祈念之時神託也云云 或説云。汝入死門放不得生我食身中共成佛道同神託ノ文也云云。或一義云。諏訪大明神縁起有之。其意者一切畜類者徒二生ジ徒死。出離ノ指南無之。以生死依身ヲ奉明神。爲結シ八相來

縁。此明神者本地普賢大士也。普賢者法界ヲ以テ爲體。萬法悉ク令法界宮ナラ意也。秘經ノ焰口三昧地ノ意也。已上口傳云……

獵を生業とする人ばかりでなく、神文は一般の人々にも親しいものであった。狂言「鹿狩」（「狂言記」所収）は、僧侶と狩人左近三郎との殺生の罪をめぐる論争を眼目とするが、僧侶は聞き覚えの「諏訪の神文」を片言で狩人に説き聞かせる。

やい、それは胸の中の殺生ぢや。茲に殺生をして、地獄へ墮つる文がある。語つて聞かせう。がうぢんくぢやう、すいほうふしやう、こしくぢんでん、だうしや、ぶつくわと聞く時は、とがにならいで叶ふまい。

なかなか争いに決着が着かず、業を煮やした僧が、

やい、其処な者、如何ほどさう云ふとも、鹿を射たらば鹿にならいでかなふまい。

と決めつけると、三郎は即座に切り返した。

やい其処な坊、鹿を射て鹿になるならば、坊主を射て出家にならう。

射る事はなるまいぞ。胸に三寸の彌陀があるぞ。

彌陀があらば割つて見よ。

待て^{しほし}。年ごとに咲くや吉野の山櫻、木を割りて見よ花のあるかは、と聞く時は、割つたりと、花はあるまいぞ。⁽¹⁸⁾

御伽草子「諏訪の本地」も「諏訪の神文」を収載する。斯道文庫本末尾に見える説話の筋は、「沙石集」「金撰集」「神道集」「溪嵐拾葉集」等と同じい。

……いづれも神とあらはれ、一切衆生を守護せしめ給ふ所に、殊更、頼方大明神、菩薩にてまします山野のけ

だものを殺し、御前にかけ、ると不審ありければ、大明神、しやくだんの扉を押排おしはらい、かぢの葉の直垂を召し、御手にはけん作といふ剣を持たまへて、御託宣にいわく、我、昔、游井万國にて鹿狩をして遊びし事も、慈悲をもつての儀なり。かるが故に、神とあらはれても殺生おもしろき翁になり、其語に曰く、

業尽有生 雖放不生 故食人身 同証佛果

惣じて殺生を好み、生物を殺たらん輩は、此文をとなへ是を頼方の四句の文と云也。

文の心に、業の尽きたる生物は、放すと故ども生ず、かるがよいに、人の身と成り、同く佛果にせうせむと御神託ありて、神はあがらせ給ふしなり。ありがたきの事計はなかりけり。
(斯道文庫本)

疎竹文庫蔵『諏訪大明神御本地』(写本一冊)は寛政十二年の写、末尾は次の通りである。

殊に大明神ハ菩薩にてましませば、けだ物をころし御まへにかけらる、ふしぎ有ければ、しやくだんの戸びらをおし開き、梶の葉のひたたれを御めし御手にハけんとふとゆふつるぎを持給ふなり。

業尽有生 雖放不生

御神侘句 故食人中 同証佛果

惣而殺生をこのミ、いけるをころしたらん輩、此文をとのふべし。是頼方四句乃文といふなり。ものこ、ろハ、業のつきたる生あるものはなすといゑどもいさず。故ゆゑに、人間になつて佛果をしやうぜんと御神侘ありがたき御事なり。又七年に壹度神柱とて大祭り有り。是へ参る輩ハ子孫はんじやう、げんせあんおん後生前生うたがいなし。此書を日々に一度づ、讀たせん人ハ、諏方へ日参りをしたるにおなじ。ゆめくうたがふべからず。神慮もそむくなり。ずいぶん、しんじんあるべし。殺生するにゆるしあり。

殺生の古哥

野邊に住けだもの我にゑんなくハ　うがりしやミになおやまよわん

右高賀三郎頼方時ハ威徳天皇につかい奉る。其後、ゆひまん國以上三百四年、景行天皇の御時なり。大明神と悦申候。威徳天皇より九代なり。必々疑ともがらハ、諏方御罰蒙る者なり。

「諏訪の神文」に逸早く注目したのは柳田国男であった（明治四十二年「後狩詞記」附録「狩之巻」・定本『柳田国男集』第二十七卷所収）。

完草返し
ツツヤ

一　のぼるは山に五萬五千　下るは山に五萬五千　合て十一萬の山の御神　本山本地居なほくち　得物を多くたびたまへ　きざらだやはんけの水をたづね來て生をてんじて人に生れよ　夫^ツじ、五カ　婦^メじ、四カや　歩行。口傳。

一　丸頭　今日の日の三度三體玉女殿にかけ法樂申　野の神山の神　天日の神　三日の神　同所のちんじゆ森かくら山の御神に參らす　猶も數の得物たび玉へ　ぐうぐせひのものたすくるといへどたすからず　人に食し
て佛果に至れ。六じの名號……

一　諸行むじやうせしやうめつぽふ生めつめついいじやくめつめつあらくひがふぐんせ
いのもの助るといへども助らず人に食してぶつくわに至れ　六字の名號。ごしんほふ

△有難さうなる經文なれども編者も山中の人と共に夢中にて寫し置く。

柳田は資料公開について以下のように述べた。

椎葉山の狩の話を出版するに付ては、私は些も躊躇をしなかつた。この慣習と作法とは山中のおほやけである。平地人が注意を拂はぬのと交通の少ない爲に世に知られぬだけで。……之に反して「狩之巻」一卷は傳書である。

秘事である。百年の前迄は天草下島の切支丹の如く。暗夜に子孫の耳へ私語いて傳へたものである。……狩之卷は最早歴史になつて居る。其證據には此文書には判讀の出来ぬ箇所が澤山ある。左側に―を引いた部分は。少なくも私には意味が分らぬ。

だが、諏訪の呪文は「山中のおほやけ」「秘事」であるとは限らなかつた。狂言や御伽草子が示すごとく、一般人々にとつても、また、貴人にとつても耳近い文句であつた。そのことは、「諏訪大明神画詞」に収める元旦の神事の記述からも窺われよう。⁽¹⁹⁾

……各々下馬ノ後宮中詣ツ 社頭ノ鉢三所ノ靈壇ヲ構タリ 其上壇ハ尊神ノ御在所 鳥居格子ノミアリ。其前ニ
香花ノ供養ヲ備フ 普賢身相如虚空トモ説キ 普賢法身遍一切トモ述ルガ故ニ法性無鉢ノ実理ヲ顯ハシ 依真而
住乃真士ヲ示シ給フナルベシ 中ノ壇ニハ宝殿經所斗ナリ 法花一乗ノ弘通併ラ普賢四要ノ勸發ナレバ本地ヲ表
スルニ似タリ 下ノ壇ハ松壩柏城薨ヲ並ベ拜殿廻廊軒ヲツラネタリ 垂迹ノ化儀ヲ專ニシテ魚肉ノ神膳ヲ此所ニ
供ス……サテ御手洗河ニカヘリテ漁獵ノ儀ヲ表ス……神使小弓小矢ヲモテ是ヲ射取テ 各串ニサシテ捧モチテ生
贄ノ初トス 凡ソ當社生贄ノ事浅智ノ疑殺生ノ罪去リ堅キニ似タリト云ヘドモ 業深有情 雖放不生 故宿人身
同證良果 ノ神勅ヲウケ給レバ 実ニ慈悲深重ノ餘リヨリ出テ 暫屬結縁ノ方便ヲマウケ給ヘル事 神道ノ本
懐和光ノ深意弥信心ヲモヨラス物也 抑狩獵ノ事ハ本誓ノ如クハ一年中四ケ度各三ケ日 彼此十二ケ日也 然ラ
頭人氏人自由ノ料簡ヲ加ヘテ日々夜々在々所々恣ニ是ヲヲコナウ 風俗ノ変化澆季ノ尔ラシムル也 豈神慮ニ叶
ハンヤ 弥能々是ヲ慎ムベキ物歟

(四十二段)

本書の著者は諏訪社執行法眼圓忠、京都諏訪氏の祖であり、天竜寺造営奉行を勤めた人物であつた。

元弘三年(一一三三)五月、北条高時が滅ぶと、翌月、後醍醐天皇は倫旨を發し、北条氏の所領、信州四宮庄内北

条の地頭職を圓忠と定めた。建武二年（一一三五）十一月九日には、足利尊氏からも同趣旨の通達が下されている。やがて、圓忠は雑訴決断所衆の一人に選ばれ、公家一統の政治に参与した。雑訴決断所衆の中には、北朝方の礎となつた洞院内大臣公賢、高師直等がいた。圓忠はこれら堂上の人々と親しく交際することとなる。

まもなく、足利尊氏が後醍醐帝に反旗を翻した。諏訪氏は反尊氏勢力に与同し、圓忠も信州へ下向した。しかし、都は足利尊氏の手落ちた。

尊氏は圓忠を都へ招いた。彼を尊氏に推挙したのは、天竜寺開山夢窓国師であつた。

諏訪信濃祖秀實翁居士壽像贊

諏訪大神印跡於吾國者。天孫降重之始也。……等持院殿仁山將軍握兵馬權。以指揮六十餘州。入夢窓正覺國師室。參究宗旨。旁涉厖算。國師曰。信州諏訪神孫。有圓忠者。臥龍也。將軍欲治天下。宜召圓忠。迺圓忠於信州艸廬。因屏人諮之。以興復之道。應對如流。將軍大悅。恨相見之晚。無晨無暮。出入蓮府。其言可采者夥矣。將軍創天龍巨刹。請國師爲第一祖。命圓忠監土木之役。修鳳功成。牧牛衆整。將軍賜手簡以褒之。三會塔下立圓忠靈牌。約龍華之期也。平生最善和歌。其警策之詞。載在千載。後拾遺。菟玖波集等也。柳營春日百花盛開。將軍指庭下信濃櫻唱句。以命圓忠續之。盖唐文宗柳公權唱酬遺韻也。武弁僉榮之。圓忠乃御衣脫木遙々華胄也。……家有十二卷諏訪緣起。看畫讀詞。則不移蛙步。坐知一年七十五度祠祭也。

〔天陰語録〕

圓忠の名声は、幕府要人として活躍するにつれ、一段と高まっていったに違いない。また、圓忠は歌人としても名を残している。

題しらず

法眼円忠

思ひきや見し世のことを生きて猶 昔の夢に語るべしとは

〔新千載和歌集〕卷第十八雑歌下

弘長元年百首歌奉りける時、山家 常盤井入道前太政大臣

あらはれて我が住む山の奥に又 人にとはれぬ庵結ばん

同じ心を

法眼円忠

松風を友と聞きてもさびしさは 猶忍ばれぬ山の奥かな

〔新後拾遺和歌集〕卷第十六雜歌上)

加えて、円忠は諏訪流の鷹道の名匠でもあった。鷹狩は殺生戒との関係から、たびたび禁令が出されたが、諏訪の鷹狩だけは常に例外として認められた。諏訪大明神の神事、御射山祭に鷹狩が行われていたためであろう。

十九日壬辰。可_レ禁_二断鷹狩_一。由_レ仰_二守護地頭等_一。但於_二信濃國諏方大明神御贄鷹者_一。被_レ免之由云々。

〔吾妻鑑〕第二十・建曆二年八月条)

諏訪氏を代表する圓忠が、鷹道に造詣が深かったことは当然といえる。『蒙求臂鷹往来』仲夏初七の復状には、圓忠が「米光」の画贄を作した記事が見える。⁽²⁰⁾

次米光像一幅^{圓忠}。令進之訖。此圖者非世流布物歟。圓忠亦可被賞翫哉。

『蒙求臂鷹往来』は、鷹狩と殺生戒とを次のように結び付けた。

次來十五日解倒懸以前者。諸人止殺生。依修善事。未達之掌飼者。停廢田獵。禁斷殺生者歟。如諏方大明神御記者。今何不專放擲哉。又殺那不殺生入地獄如矢云々。加之鷹者。摩訶陀國盛戒。大聖世尊依衆生心不同。應所好。爲令得諸行無常是生滅法。煩惱即菩提。生死即涅槃理也。又鷹者元執鳥。鷹鳥者元被執鷹鳥。眼前境界也。觀此聽彼。則此時争可止鷹獵哉。次來廿七日者。就御射山祭。信濃守可有恒例朝鳥狩云云。爲殺信醜鷹可擊上之由。所令契諾也。定諏方可被申誘引歟。

(夷則上十往状)

次來十五日孟蘭盆以前者。誠至田夫野人。生忍辱慈念。口者唱佛名。手者拈數珠。所回向三界群類亡靈也。而賢

慮趣者。任諏方大明神御記文旨。此時猶可被專殺生由哉。又利那不殺生入地獄如矢云々。如彼御記文之旨趣者。強當哀悲時節。非可好殺生哉。又利那不殺生入地獄如矢者。教外別傳禪話也。又利那殺生入地獄如矢云々。然者已得未證之人。輒非所可知也。又生死即涅槃之理。鷹者元擊鳥鷹等事者勿論也。然者破禁戒時。猥可被放擲之條。神慮叵測之上。乖鷹政哉。……經云。悲爲本凶喪家哀痛斯盛也。訪之古今。不宜鷹獵。又不得擊擊云々。殊鷹者畜瑤光精氣。鐘岱增巢。尤仁禽也。故備五常。

（同・復狀）

『蒙求臂鷹往來』獵月初三狀には、再び圓忠の名が記される。圓忠は鷹道の聖典ともいべき『鷹經』に和訓を施し、注釈を付したという。

此外所持之書者。家説十二卷。

全部。俗號政頼十二卷。

貞通握翫書三冊。辨疑論三卷。

頼房作代々集并諸家抄鷹歌千首三帖。……

鷹經一卷

圓忠自筆。同和點。裏書加註。

此等者強半唯授一子書也。

……鷹經者。圓忠自筆也。和漢放鷹之至要。歸此經歟。和點

甚爲秘事之上。裏書極意也。此等者闔外不出之書。……於神平流者。在洛諏方的々相承勿論也。

足利尊氏の信任を得、歌道・鷹道にも秀でていた圓忠と武家との親交は、蓋し、並々ならぬものがあつただろう。

圓忠が志したのは『諏訪大明神画詞』の執筆であつた（『園太曆』延文元年（一三五六）八月三日条）。

又今朝武家奉行人諏方大進房圓忠、當社縁起已下條々有示旨、條々可注出云々、此事更無才學、且神名帳已下事、相尋兼豐宿禰大概遣之、

抑諏方社祭繪、先年紛失之間再興事候、縁起之濫觴、此間聊相尋實祿候、一紙之注進候、若就御記六卷等、御一見

之後可送給候、

御才學事候哉、内々伺申給候者恐悅候、可令參入言上候之處、自去正月中旬所勞涉旬月、未及出仕候

続いて、「圓忠注送篇目」が記される。そこには、「諏方社事」に関する疑問数点が書き留められている。また、こ

れに先立つ貞和二年（一三四六）、圓忠は諏訪社の縁起に関して吉田兼豊に質問した。

諏方社問事、一紙加一見、謹返上候、此事去貞和二年、大進公（諏方圓忠）被尋問候之時、濫觴先代舊事本記文并御位階者、自從五位下迄正一位令注進候之處、彼本記ニ所書載之諸神之御父子可勘付之由、重被尋之間、又別紙ニ注進了、國史・記録之所見不書漏候之處、去正月、以此事書被相尋兼前宿禰候之由傳承了（園太曆）

入念な研究・調査を経て、『諏訪大明神画詞』は成立した。各巻の奥書によれば、詞章の筆を取った人々に、当代一流の文化人たちが名を連ねている。⁽²¹⁾「蒙求臂鷹往来」に繰り返し引かれる通り、鷹狩を嗜む中世の堂上貴人にとつて、『諏訪大明神画詞』・「諏訪の神文」は耳に親しいものであった。殺生戒に抵触する鷹狩を正当化するためには、圓忠の著作、引いては「諏訪の神文」の思想が不可欠であったと思われる。

天竜寺建立、『諏訪大明神画詞』執筆という大事を成し遂げた圓忠は、貞治三年（一三六四）春、都において七年の生涯を閉じた。

松ふく風の音閑なり

ひとりすむ山のいほりに雨き、て

（『菟玖波集』巻第十六・雑連歌・圓忠法師⁽²²⁾）

五

「諏訪の神文」は天台僧の手を経て、『溪嵐拾葉集』から「神道集」へと伝承されている。天台僧たちにとつても周知の文句であった。⁽²³⁾

【一乗拾玉抄】巻四、勸持品の談義に目を転じてみたい。

物語云。或ル僧、山里へ行ク時、鳥ガ畏ニ懸テ死タルヲ見テ、「生タラバ雖レ可放ツ、死タル上ハ無力、トテモ死タル間」トテ、「汝チ既ニ死門ニ入ル、放ストモ不_レ可_レ生、我ガ胎内ニ宿テ、同ク仏果ヲ證ヨ」ト云テ、是ヲ

食シテ能ク々訪フ間、鰓テ彼鳥、離_レ畜趣ヲ、成仏ス云々。或ル僧、此由ヲ聞テ、我モ如_レ此鳥ニ値ハバヤト思テ、毘鳥ヲ尋ル時、又、鳥ガハナニ懸テ、未ダ死ナザルヲ取テ、之ヲ食ントシテ、頌ヲ作レリ。「汝デ未ダ死セズ、不_レ放_レ生_イ」云テ食シケル。善悪ノ知識如_レ此云々。

明らかに、「諏訪の神文」を踏まえている。「諏訪の神文」が天台宗寺院内において伝承され、談義の場に流用されていた一証である。

【一乗拾玉抄】から遙かに下った寛文八年（一六六八）、笑話集【一休はなし】全四巻が刊行された。巻之一第二話には一休の少年時代の逸話が語られる。

一休は師の坊に仕えて修行を積んでいた。ある寒夜、師の坊は乾鮭を羹にし、自分だけが食べ、一休へは豆腐のようなものしか与えなかった。これを非難する一休に対し、師の坊は「引導をして食べるから良いのだ」と強弁する。一休は「どのような引導ですか」と師に尋ねた。

さてくわごぜハこしやくなる人や、いで、引導して聞かせんとて、一盃もりたるからざけをさ、けて、箸おつとりのべてのたまはく、

なんぢ元来枯木のごとし。たすけんとすれ共生て二度水中にあそぶことあたはず。愚僧に服せられて仏果を得よ。喝。

との給ひて、ひたものまいいける。

さて、一休は、

夜のあるるを待かねて、急ぎ魚の棚へ走り行ゆきて、した、かなる鯉を一献買とり来りて、味噌汁をこしらへ、かの鯉をひん握り、ながなたをおつとりのべて、細首ちうに打ち落とさんとせられる所へ、師の坊、立出御覽

じて、是ハ沙汰の限りなり、昨夜も示し教へし如くに、いとけなき小僧の身として、からざげだにも無用といひしに、其いきて働く物を害して食はん事、もつたいなしと戒め給ふ。一休少しも騒がず、われらも引導おハしますとて、去ぬ体にておハしける。師の坊もあきれはて大に笑ひて、それハいかなる引導ぞや、もししからバ許し申べし、しからずハ、のがすまじとて、かの御家の一棒を小脇にかいかふで、引導いかにとせめられける。一休、少しも騒がず、いで、引導仕らんとて、左にハ鯉の細首ひん握り、右にハながなたをしやに構へていはく、

なんじ元来生木のごとし。助けんとすれば逃げむとす。生て水中に遊はんよりハ、しかし愚僧が糞となれ。喝。

とて、鯉の細首、水もたまらず打落とし、ぐつぐつとかい煮て、した、か食て、

「そらうそ吹て」いた。一休の引導に、師の坊は「さてもよき引導ぶりにて、手がハリなる心得かな」と感嘆し、「とかくになんぢハたゞものにハあらじと感じ」給うた。

師の予想に違わず、小僧一休は、自ら天下老和尚と名乗るほどの活祖師となり、名を千歳に伝えた。この話は、

田を返すじい、のりをするあま迄、物語の末までもそれぞれ人にいひもてはやされ給ふこと、誠にたゞ人にてハましまさざるなり。

と結ばれる。

近世説話集の成立過程において、中世『法華経』注釈書が果たした役割は大きい。『一乗拾玉抄』が語る二人の僧侶の笑話は、そのまま『一休はなし』の結構と合致する。約二世紀を隔て、『一乗拾玉抄』の愚僧は、天下老和尚一休へと変貌を遂げた。我々は、さらにその源流として、長きにわたって伝承された「諏訪の神文」に辿り着いたことになる。

注

- (1) 拙稿「一乗拾玉抄」と水上山興隆寺」（成城国文学」第七号、平成三年三月）、「法華経直談鈔」（岩波講座「日本文学」と仏教」第六卷所収、平成六年五月）など参照。
 - (2) 「関城町史」、渡辺莊仁「千妙寺——天台宗東国の名刹——」（ふるさと文庫」筑波書林、一九八〇年刊）など参照。
 - (3) 「法華経鷲林拾葉鈔」解説（臨川書店、平成四年）、「法華経鷲林拾葉鈔——その撰者と文学——」（大妻国文」第二十五号、平成六年三月）など参照。なお、「法華経直談鈔」については、「法華経直談鈔」（寛永十二年版、臨川書店、一九七九年）、「法華経直談鈔 古写本集成」（臨川書店、一九八九年）など参照。
 - (4) 吉田一徳「関東に於ける天台談所の業績——特に月山寺談所・仙波仏藏院談所について——」上・下（歴史地理」第九十卷第一号・第二号、昭和三十六年六月・十二月）など参照。石守寺は現在は廃寺となっている。
 - (5) 岡村安久「雨引観音——坂東二十四番の霊場——」（ふるさと文庫」筑波書林、一九八四年刊）
 - (6) 引用は「西行全集」（久保田淳編）による。
 - (7) 陽明文庫本「山家集」下・雑は次のように記す。
さぬきにて、御心ひきかへて、後の世の御つとめひま無くせさせをはしますと聞きて、女房のもとへ申ける、この文を書き具して 若人不願打、以何修忍辱
世の中をそむくたよりやなからまし うき折ふしに君あはずして
 - (8) 夢窓国師は生来、人と争う事はなかつたと伝えられる。
萩原天皇延慶……二年己酉 師年三十五。時佛国歸隱雲巖。師往問安康。國管顧尤厚。俾歸記室。四來兄弟以佛國倦應接故。皆束師所。日夕參扣。或者聞之佛國。國曰。有躉自然香。理當然也。師天性不與物争。韜晦之志彌堅。（夢窓正覺心宗普濟國師年譜）
- また、夢窓国師は観音の再誕と崇められていた（「蔭涼軒日録」延徳三年四月条）。
- 十七日 自昨晚 天降 雨。達旦如 傾盆。早旦湯沐剃頭。參雲。……相公曰。御成違乎。謹白。好時分。愚白。當院開山普明國師者正覺國師上足也。三歳讀心經。七歳讀法華。文殊再來也。正覺者觀音再誕也。相公御含胡。
- 【菟玖波集】卷第十九雜体連歌には興味深い句が収められている。

夢窓国師西芳精舎にて本尊の表槽のゆがみたるを以て、

表槽をゆがみてしたる阿弥陀哉

といふ句をせられけるに、

これを観音せいしたまへよ

救済法師

国師は、母が観音に祈つて授かつた申し子であり、十二月目に誕生したという。

師族勢州源氏。宇多天皇九世孫也。母平氏。願生男子。嘗禱觀音。一夕夢金色光一道西來入口。覺而有身。經十二月方誕。而母無所惱。

〔夢窓正覺心宗普濟國師年譜〕

慈悲忍辱を主眼とする説話の主人公に夢窓国師が挙げられるについては、このような巷間の伝承も大きく関与したと思う。

(9) 「村田正志著作集」第七卷所収「風塵録」参照。

(10) 「大日本史料」第六編之五など参照。なお、夢窓国師は各地を巡り、数々の寺院を建立した。その一つに土佐国吸江寺がある。〔夢窓正覺心宗普濟國師年譜〕文保二年戊午の項。

鎌倉都元帥平公母覺海太夫人。受佛國遺囑。欲請師至關東。其志已決。師聞之爲避。正月出京。師入土佐之五臺山居。庵以臨西江。故扁吸江。

土佐国五台山には西国八十八カ所靈場の第三十一番札所となっている竹林寺がある。行基の草創と伝え、本尊は文殊菩薩、御詠歌は、

南無文殊三世諸仏の母と聞く 我も子なれば乳こそほしけれ
という。右の歌は夙に「一乗拾玉抄」にも載る。

哥云 南無文殊諸仏ノ智母ト聞クカラニ 我モ子ナレバ智コソホシケレ

(卷一序品)

(11) 引用は今井廣龜編著「諏方大明神畫詞」(下諏訪町博物館、昭和五十四年)による。圓忠の事跡については今井氏論文(同書第三部所収)に詳しい。

(12) 平成五年、岡山県教育委員会によって、「岡山県社寺所有資料調査報告書」木山寺 妙因寺 蓮台寺が刊行されている。引用は日本古典文学大系(岩波書店)による。

(14) 千葉徳爾「諏訪の鹿食免について」(「信濃」第十五卷第八・九合併号・昭和三十八年八月)参照。

(15) 「諏訪の神文」を引く資料は枚挙に暇がない。「本朝神社考」(鹽尻)、また、番外謡曲には「鷹」(別名「諏訪性空」と題

する曲がある。

見申せば年たけ給ひたる老人の御身として。鷹を直殺生を専らとし給ふ事不審に社候へ、扱は諏方の御託宣をば知し召れ候はずや。業尽有情 雖放不生 故人伝 同証仏果とこそ候へ、実々此文の心は。業つくる有情は放つ共生ずべからず。かるがゆへに人伝と同じくして。仏果にせうせよとや、中々の事。か様の鳥を殺てこそ仏果の縁となすべけれ、有難し。扱業つきざる鳥を殺さばいかに、鷹にとられん鳥は業つきたるには非ざるや、

〔未刊謡曲集〕二所収

〔宴曲集〕所収「諏方効験」においては、諏訪明神が獸を引導し、殺生の罪を免する旨が歌われる。乾克己「宴曲と番外謡曲」〔和洋女子大学紀要〕第二十輯・昭和五十二年五月）、同氏「宴曲「諏訪効験」と中世の諏訪信仰」〔國學院雜誌〕昭和五十三年七月号）など参照。

……諏方の御渡の深き誓 昔の荒野の広き恵 雨露の恩に異ならず いたらざる草木の本もあらじ 大慈大悲の本誓 あまねき利物の道しあれば 順縁逆縁みなもらさず まじろの鷹の羽だれの雪 つもれる罪も跡なく 消ゆくけぶりの下に咽び 子をおもふ雉も還ては 翅たかく法性の空にやかからん 小鹿の角のつかの間も 飯の其身を手向ば 鹿野苑に説れし法の 悟の道にぞ入ぬべき 蹄を草村になづまざれ 鶉舟にともす篝火も 後の闇路をてらすべき 光や和光のしるべならむ 中にも済度の方便掲焉 頓に生死にしづめぬしるしなれや

〔諏訪効験〕

〔俳諧類船集〕は「諏訪」の付合語に「神の誓」を挙げる。

- (16) 柳田国男「甲賀三郎の物語」(定本「柳田国男集」第七卷)、同「鯨の位牌の話」(定本「柳田国男集」第二十七卷)、福田見「甲賀三郎の後胤」上・下〔國學院雜誌〕昭和三十七年六月、七・八月号)、松本隆信「中世における本地物の研究」、金井典美・岡田威夫「金沢文庫の古書「諏波御記文」について——御射山祭新資料——」〔金澤文庫研究〕第十三卷第八号・一九六七年八月)など参照。

- (17) 〔昭和現存天台書籍綜合目録〕にも記載がある。

佛眼 ②一卷溪嵐集収 ⑤光宗撰 ⑦「奥」永享年十年(一四三八)卯月七日於世良田山……書畢……榮幸 ⑨大正蔵
佛眼法事 ②一卷溪嵐集収 ⑤光宗撰 ⑧永享年十年 於世良田長樂寺 榮幸寫 ⑨眞如蔵 一四一九四

- (18) 該当部分は「一休閑東咄」上巻第十と重なっている。

一休、常陸国鹿島の宮だち一見のため参詣なされけり。すでにやしる近く歩み給ふ所に、繁りたる森の木陰より、何とハ知らず、丈七尺余りの山伏ふつと出て、一休に向つて、仏法はいかに。答へて、胸にあり。さあらバ割りて見んとて、氷

のごとくなる刀を抜き、心もとに指し当てける。一休少しも騒がず、ましてしばし、

春ごとに咲や吉野の山桜 木をわりて見よ花のあるか、

との給ひければ、変化の者いづくともなく消え失せぬ。いとめでたき御才知らずや。

(「鹿島にて天狗と問答の事」)

説経「阿弥陀胸割」を想起させる。舟木本「洛中洛外図」には、「阿弥陀胸割」の札を立て、この曲を上演する情景が描かれている。

(19) 「康富記」嘉吉二年十一月二十六日条に「諏訪縁起繪」に関する記事が見える。

廿六日 癸未 晴、参伏見殿、候宮御方御讀、大御所有御出座、及御雜談、諏訪縁起繪事、有次申上候處、未被御覽之繪也、致媒介可借進之由被仰畢、可申試之由申上、又宮御方様和漢被遊度之由御數奇也、細々祇候可申沙汰之由被仰下、其外禁裏様去廿二日御湯始等珍重之由被仰下、又論語御本可點進之由、宮御方有仰、今日毛詩第十三被遊終、退出之時、於番衆所被下御一獻

「諏訪縁起繪」は、將軍家に於いても被見せられた堂々たる作品であった。

(20) 「米光」は鷹道の祖として崇められていた。

仁徳天皇四十六年。百濟國發使者曰。獻鷹犬於吾國。海船到越州敦賀津。養鷹者曰。米光。養犬者曰。袖光。其犬黒駁也。政頼奉勅赴敦賀。迎使者。時吾國尚未精于指呼之術。政頼就米光學而習焉。既而臂鷹牽犬。以飯帝都天皇賞之。以賜采邑。至今以指呼爲業者。皆傳自政頼。然政頼之孫不聞于世。爲可惜焉。(「養鷹記」)

同書末尾は行基説話を挙げ、鷹と仏教との関係の深さを説く。宮内省式部編纂「放鷹」(吉川弘文館・昭和六年刊)には、諏訪流には諏訪縁起に基づき、鷹は毘沙門並に不動の化身となし、普賢觀音を上下二社に配し、この四佛が世界すべての鷹師の祖となることを述べ系譜をも作りたるあり。才覺之巻と題する書の如きはこれなり。また諏訪神慮の巻といふ二巻本には鷹の始と三十六の秘傳を鷹慮の遺草と呼び、……佛教が擴りて神道に結合したる為鷹狩は殺生戒を破るにあらざるとなし、四句の呪文をも作るに至りたり。

(第一篇・放鷹「二十、諏訪流の傳書」)

といい、また、

荒井流には……諏訪の御前に鷹をつなぐこと、題し、昔は白張裝束にて鷹にも幣を切りつけて參らせたるなり。當世には事新しくとてせぬなり。鷹を指上げてすゑ、鳥居の下にて諏訪の咒文を七邊唱へ、また縁の際にて五邊、神前にて三邊つ

くばうて唱ふべし。鷹は神の方へ向けて居うべし。……荒井流傳書には神馬鷹とて鷹に添へて馬を參らすことを説けり。即ち神の御目に供へ奉るには、馬牽は轡を鳴らし鷹匠は馬牽と目くばせして神に對ひ咒文を唱へ、鷹を架につなぐ。（第二篇・鷹と禮法「丁、社頭及佛閣に於ける鷹の禮」とある。

(21) 卷一・奥序 宮近内衛卿右行大忠臣朝兼臣章 卷二・卷三 円満院二品親王

卷四・卷五 青蓮院一品尊道 卷六・卷七 青蓮院二品尊円

卷八・卷九 久我内大臣 卷十・卷十 石山前大僧正

卷十二 六条中納言

(22) 宮脇昌三「信濃国における連歌事象について（一）——中世より近世へ——」（『信濃』第二十三卷第六号・昭和四十六年六月）など参照。

(23) 信濃にも天台談義所があった。その一つ、津金寺談所は現在も北佐久郡に残る。『天台円宗五時津金寺名目』は『戸隱名目』とも呼ばれ、天台教学史上、重視されている。現存の書は『法華経鷲林拾葉鈔』の著者尊舜の談となっており、信州の談義所で編まれた書物が尊舜の身辺に運ばれていたことが分かる。信州津金寺談義所、常陸国月山寺談義所、江州柏原談義所などの学僧たちが互いに交流を持っていたことは、尾上寛仲「信濃の天台宗談義所」（『信濃』第十二卷第十一・第十二合併号・昭和三十五年十月）に詳述されている。